

令和 7 年 3 月 3 日

株式会社 栄住産業 行動計画（第9回目）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全体が働きやすい環境をつくることにより、全社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日の5年間

2. 内容

目標 1. 計画期間中に仕事と子育て時の両立を図るため労働時間の弾力的措置を実施し、男性労働者の育児休業取得の促進を図る。

(対策)

令和 7 年 4 月 ～ 総務部において、短時間勤務、就業時間の繰上げ繰下げ、時間外勤務免除等のニーズの社員への聞き取り調査。

令和 7 年 9 月 ～ 実施事項の決定

令和 7 年 12 月 ～ 実施事項の役員への説明と承認

令和 8 年 3 月 ～ 社内文書により社員に告知

令和 8 年 6 月 ～ 実施

目標 2. 計画期間中に育児休業に関する労働基準法、雇用保険法、健康保険法等の諸制度の周知を行う。育児介護休業法に関しては法改正の説明を行い、男性社員の育児休業取得促進を図る。

(対策)

令和 8 年 1 月 ～ 専門家による説明会の実施と資料の交付

令和 10 年 1 月 ～ 専門家による説明会の実施と資料の交付

令和 12 年 1 月 ～ 専門家による説明会の実施と資料の交付

目標 3. 子の看護等休暇について法定の取得日数を上回る日数とし、子育て応援を図る。

(対策)

令和 9 年 12 月 ～ 総務部において原案を作成

令和 10 年 4 月 ～ 社員への説明

令和 10 年 8 月 ～ 実施

以上